

東ティモール選挙監視国際平和協力業務の実施の結果

平成19年8月

この報告は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第7条の規定に基づき、国会に報告するものである。

東ティモール選挙監視国際平和協力業務の実施の結果

1 経緯

東ティモールにおいては、1970年代半ば以降、インドネシア共和国及び旧宗主国であるポルトガル共和国を含む国際社会において、その国際的な地位をめぐる問題が生じていた。1999年5月、インドネシア共和国、ポルトガル共和国及び国際連合の間で、インドネシア共和国政府が提案した東ティモールにおける特別な自治に対する枠組案に対する東ティモール人の民意を東ティモール人による直接投票で確認すること等を内容とする基本合意等が成立し、同年8月30日に直接投票が実施され、その結果有効投票総数の78.5%の有権者によりインドネシア共和国政府の自治提案が拒否された。同年10月20日には、インドネシア共和国の最高意思決定機関である国民協議会において、直接投票の結果を受け入れること等を内容とする同協議会決定が採択された。

同月25日、国際連合安全保障理事会は決議第1272号を採択し、国際連合東ティモール暫定行政機構（以下「UNTAET」という。）を設立した。これにより、UNTAETは東ティモール統治に対する全般的責任を付与されるとともに、立法、行政及び司法に係るすべての権限を行使する権能を与えられた。UNTAETにより2001年8月30日には憲法制定議会議員選挙が、また2002年4月14日には大統領選挙が実施され、同年5月20日、東ティモール民主共和国として独立した。

独立後、東ティモールは、国際連合東ティモール支援団や国際連合東ティモール事務所など国際連合から支援を受けながら国家制度の構築を行ってきたが、昨年4月に、離脱兵士による抗議活動に便乗した暴力行為に対し国軍

が投入されて以降、治安状況が極度に悪化し、東ティモール政府からの要請により、治安の維持及び回復並びに大統領選挙及び国民議会選挙（以下「大統領選挙等」という。）の実施等を目的として、同年8月25日に国際連合安全保障理事会決議第1704号に基づき、国際連合東ティモール統合ミッション（以下「UNMIT」という。）が設立された。これを受けて、東ティモール政府においては、大統領選挙等を実施するため、同年12月に選挙法を制定するとともに、国際連合安全保障理事会は、大統領選挙等の実施を支援するため、本年2月22日に決議第1745号を採択し、UNMITの活動期間の延長、大統領選挙等の支援等を決定した。選挙法の制定を受けて、本年4月9日に東ティモール政府の選挙管理技術事務局（以下「STAE」という。）により大統領選挙が実施され、また、第1回投票で有効投票の過半数を獲得する候補者がいなかったため、同年5月9日に上位2名の候補者による決選投票が実施された。さらに、同年6月30日に国民議会選挙が実施され、同年8月8日に新首相が就任し、新政権が発足した。

この選挙に係る要員の派遣については、上記の国際連合安全保障理事会決議第1745号を受けて、我が国として検討した結果、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。）に規定する国際平和協力業務を実施するための各要件も満たされていた。具体的には、国際平和協力法第3条第2号の2に規定する受入国の国際的な選挙監視活動への同意については、東ティモール政府の同意があり、国際平和協力法第6条第1項第3号に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての受入国の同意も得られていた。

これらを踏まえ、我が国としても、東ティモールの今次選挙に関する国際的な選挙監視活動に対し、人的な協力を行うこととした。このため、本年3月27日、「東ティモール選挙監視国際平和協力業務の実施について」及び「東ティモール選挙監視国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成19年

政令第105号)」の閣議決定を行い、同月30日に東ティモール選挙監視国際平和協力隊を設置し、これにより、国際平和協力業務を実施した。

2 東ティモール選挙監視国際平和協力業務の実施の結果に関する事項

(1) 大統領選挙

選挙監視要員のうち4名（民間人1名を含む。）は、本年3月27日より順次本邦を出発し、活動地域であるディリ、マナトゥト、リキサ、パウカウの各県において、現地調査及び投票日当日の監視ルート策定等の業務を実施した。同年4月3日からは、選挙監視要員10名（民間人8名を含む。）が本邦を出発、同月4日に東ティモールに到着し、UNMIT、STAE等の関係機関等と緊密に連携し、治安等の情報収集や現地情勢の調査及び分析を行うとともに、投票直前の市内状況、選挙運動の様子及び選挙準備状況の確認等の業務を実施した。同月9日の投票日には、東ティモール各県の59の施設において、延べ127回にわたり、投・開票所を訪れてこれを監視し、我が国として、今次選挙が全体としておおむね自由かつ公正に行われたと認められたこと等を内容とする所感を発表し、同月14日までに業務を終了し帰国した（なお、選挙監視要員のうち1名は、東ティモール国際平和協力業務に係る連絡調整要員として引き続き同国に滞在。）。

東ティモール上訴裁判所長官が同月23日に発表した最終開票結果によれば、有権者総数約52万人に対して投票率は約82%で、候補者の得票状況は、以下のとおりであった。

	有効投票数	有効投票総数 に占める割合
ル・オロ候補	112,666票	27.89%
ラモス・ホルタ候補	88,102票	21.81%

東ティモール大統領選挙法の規定によれば、有効投票の半数以上を獲得す

る候補者がいなかった場合は、上位2名の候補者により決選投票が実施されることとされている。これに基づき、本年5月9日に決選投票が実施されることとなり、我が国も選挙監視要員を再度派遣し、決選投票の監視業務を行った。また、決選投票を前に、第1回投票を踏まえた今後の選挙に向けての提言を取りまとめ、S T A E等の関係機関に提出した。

選挙監視要員8名（民間人4名を含む。）は、本年5月3日より順次本邦等を出発し、U N M I T及び東ティモール主要政党幹部等とも意見交換を行って日本政府の関心を伝えつつ、活動地域であるディリ、マナトゥト、パウカウの各県における監視ルート策定等の業務を行った。同月9日の投票日には、東ティモール各県の54の施設において、延べ105回にわたり、第1回投票の際とほぼ同様に選挙監視業務に従事した後、平和裡に投票が行われたこと及び投・開票所の手続の明確化などに改善が見られたことを評価する内容の所感を発表し、同月14日までに業務を終了し本邦等へ帰国した。

東ティモール上訴裁判所長官が同月16日に発表した決選投票の最終開票結果によれば、有権者総数約52万人に対して投票率は約81%で、候補者の得票状況は、以下のとおりであった。

	有効投票数	有効投票総数 に占める割合
ラモス・ホルタ候補	285,835票	69.18%
ル・オロ候補	127,342票	30.82%

同結果に基づき、同月20日、ラモス・ホルタ候補が新大統領として就任した。

（2）国民議会選挙

本年6月30日には、国民議会の選挙が行われた。我が国は大統領選挙に引き続き選挙監視要員を派遣し、国民議会選挙の監視業務を行った。また、選挙日を前に、大統領選挙の際と同様、これまでの監視活動を踏まえた提言

を取りまとめ、S T A E等の関係機関に提出した。

選挙監視要員14名（民間人9名を含む。）は、本年6月20日より順次本邦等を出発し、U N M I T及び東ティモール主要政党幹部等とも意見交換を行って日本政府の関心を伝えつつ、活動地域であるディリ、マナトゥト、リキサ、アイレウ、バウカウ、ラウテムの各県における監視ルート策定等の業務を行った。同月30日の投票日には、東ティモール各県の55の施設において、延べ100回にわたり、大統領選挙の際とほぼ同様に選挙監視業務に従事した後、概して平和裡に選挙が行われたこと並びに選挙準備及び投票から集計に至る一連の作業について改善が見られたことを評価する内容の所感を発表し、同年7月7日までに業務を終了し本邦等へ帰国した。

東ティモール上訴裁判所長官が同月11日に発表した国民議会選挙の最終開票結果によれば、有権者総数約53万人に対して投票率は約81%で、連立を組むことを合意した野党4党が、過半数を超える議席を獲得することとなった。この結果、同年8月8日、連立4党の中からシャナナ・グスマン前大統領が新首相に就任した。

3 まとめ

今次の一連の選挙に係る投票及び開票は、全体として円滑かつ平穩に行われ、また、いずれも80%を超えた高い投票率は、東ティモールの人々の新しい国づくりに対する熱意を示したものと言える。

東ティモールでは、2002年の独立以降、新たな民主国家建設に向けた努力が続いており、今次の一連の選挙は、新たな指導者を選出し今後の国づくりを進めていく上で極めて重要な一歩であった。今回の国際平和協力業務は、他の選挙監視団と共に、かかる重要な意義を有する今次選挙の公正性につき確認を行うものであったが、独立前から一貫して支援を続けてきた我が国を始めとする国際社会が、東ティモールの今後の国づくりの方向性に関し

て国民の意思が反映される重要な機会に際し、選挙が自由かつ公正に、また平和裡に行われることを見届け、今次選挙結果を礎として新たな一步を踏み出す東ティモールの人々に対し、我が国のこれまでと変わらぬ支援の姿勢を示すことができたことの意義は大きい。

我が国要員は、その能力と経験をいかして効果的に国際平和協力業務を実施したが、政府としては、今回の貴重な経験を今後の業務にいかすことが肝要と考えており、今後とも、国民の理解と支持を得つつ、国際平和協力法に基づいて協力を進めていくこととしたい。

